

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本事業にかかる契約の締結は、令和6年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和6年2月19日

世田谷区

### 1 事業の目的

本委託事業では、区の家庭部門における持続可能な脱炭素化に向けて、区民や事業者による活用が進んでいない要因を調査、分析し、脱炭素の普及啓発および各種支援策の周知方法の改善、適切なインセンティブ設計等の支援策の再構築を行うとともに、区民や事業者が脱炭素行動をライフスタイル、ビジネススタイルとして実践することを主流化するためのブランディング、気運醸成を行うことを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 契約予定件名

「世田谷区家庭部門の持続的なCO<sub>2</sub>排出量削減キャンペーン」事業運営業務委託

#### (2) 業務内容

##### (ア) 事前調査および情報整理

世田谷区の家庭部門の脱炭素化に寄与する国・東京都・区の支援策・補助金、その他CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた取組みやマーケティングの事例等を調べ、それらの内容や申請方法について整理すること。

##### (イ) 支援策の再構築と拡充にむけた調査および分析

区と協議のうえ、環境行動を促したいターゲット（区民・区内事業者）を決め、それぞれのターゲットに対して、環境行動の理解度、阻害要因、行動を起こすために必要なインセンティブ、支援策の認知から行動に移すために必要な広報・普及啓発手法を調査すること。

調査方法は、アンケート調査やグループインタビュー調査等とすること。

調査結果をもとに、現状の各支援策の課題や改善点、環境行動を起こしやすいターゲット層、有効な支援策、支援策を区民・区内事業者に分かりやすく伝えるための広報、普及啓発手法を分析すること。

(ウ) 区民の意識変容および行動変容を促す支援制度の再構築

上記(イ)の分析結果をもとに、区と協議のうえ、現状の区の支援策を有効なものにするために内容や申請方法を見直し、区民や区内事業者が省エネ家電への買替(省エネ投資行動)や電力の脱炭素化(創エネ等)、住宅の完全脱炭素化(ZEH化)へステップアップするためのインセンティブ設計、適切な評価指標と目標値を設定し、支援制度の再構築をすること。

(エ) 広報・普及啓発手法の再構築と実施

世田谷区の家庭部門の脱炭素化を促すために必要な情報やメッセージ、支援策を区民や区内事業者に届きやすく、理解しやすいWEBサイトを構築し、実装すること。今後の保守・運用については区と協議していくこと。

また、上記(イ)の分析結果をもとに、区と協議のうえ、支援策の広報を行うターゲットを選定し、それに合わせた広報、普及啓発手法・それら手法の評価方法・改善方法を提案すること。

提案する広報、普及啓発手法の実施に当たっては、区と協議すること。

(オ) 区内の中長期的なCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた施策の提案

世田谷区の家庭部門の脱炭素化を持続可能な形で進めていくための啓発活動(例えば、ロゴ作成、ブランディングWEBサイトの構築、脱炭素関連事業者や区内小中学校等さまざまな主体と連携したイベントやPR活動等)について、実施内容や時期等を提案し、実施に当たっては区と協議すること。

(カ) プロジェクト全体の計画設計および運営管理

区と協議をしながら、プロジェクト全体の方針と戦略を策定すること。

プロジェクト内の各取組みの全体スケジュール・計画を策定し、管理すること。

(キ) 次年度事業の制度設計

今年度事業の成果の確認、次年度に向けた改善点の抽出、それを受け次年度の事業設計を区と協議のうえ実施する。

(ク) 令和7年度・8年度の業務内容(予定)

令和6年度に行う支援策の再構築をもとに、上記(エ)で構築するWEBサイトのアップデートや、上記(オ)で協議する啓発活動の本格的な実施や継続的な取組みの見直し、アップデートを行う予定である。

(3) 履行期間

契約の日(令和6年4月下旬)から令和9年3月31日まで(予定)

※令和6年度および令和7年度、令和8年度の本事業にかかわる契約の締結は、前年度の履行状況が良好であり、本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※契約の締結は単年度ごとに行うものとする

### 3 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) これまで広報・啓発手法の支援業務や住民や事業者との連携による新たなイベントやPR活動を受託した経験を有すること。

### 4 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、審査委員会設置要綱により審査委員会を設置する。

### 5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、環境政策部環境・エネルギー施策推進課において、提出者から提出のあった「参加表明書」、「企業実績」、「企業実績が確認できる書類の写し」、「履歴事項全部証明書」、「納税証明書」、「確定申告書類」をもとに、上記3の「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には「確認できなかった」旨を通知する。

### 6 審査方法及び評価基準

#### (1) 審査方法

書類およびプレゼンテーション審査(令和6年3月28日(木)予定)

提案書の内容について「提案書を特定するための評価基準」に基づき審査

し、1者を特定する。なお、審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

(ア) 開催日 令和6年3月28日(木)(予定)

(イ) 開催場所 世田谷区役所二子玉川分庁舎 大会議室

(ウ) 内容

①プレゼンテーションは、提案説明20分、質疑応答20分程度とする(予定)。

②プレゼンテーションに際して、提案書の提出者が出席できる人数は、業務責任者を含めて3名までとし、実際に業務の担当者となる者も含む。

※開催日時及び開催方法などについては、別途通知する。

(エ) 候補者の選定

総合的に評価し、評価の合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

また、候補者との交渉が整わない場合は、選定結果の次点者を候補者とする。審査結果(順位)は、選定結果通知に記載する。

(2) 提案書を特定するための評価基準

(ア) 参加表明書による審査(事務局審査)

| 審査項目 | 審査の視点  | 配点  |
|------|--|-----|
| 企業実績 | ・同種業務※の実績が十分か<br>※広報・啓発手法支援業務、または住民や事業者との連携による新たなイベントやPR活動を行った実績 | 10点 |

(イ) 提案書による審査(審査委員審査)

| 審査項目           | 審査の視点   | 配点  |
|----------------|---|-----|
| 業務実施体制         | ・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか   | 20点 |
| 業務責任者および担当者の実績 | ・同種事業の業務実績が十分か<br>・世田谷区における業務実績があるか   | 20点 |
| 業務実施方針         | ・区の環境行政や脱炭素の取組みの現状分析や課題の把握が適切か<br>・業務目的、内容の理解度が高く、提案に具体性があり、取組みの効果が明確に記載されているか<br>・各工程で想定される業務量が適切に | 45点 |

|             |   |        |
|-------------|---|--------|
|             | 工程計画に反映され、実現可能なものになっているか  |        |
| 特定テーマに対する提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業趣旨を的確に捉え、効果的な事業運営とその成果が期待できるか</li> <li>・提案内容に説得力、実現性があるか</li> <li>・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか</li> <li>・本事業実現に向けた創意工夫がなされているか</li> </ul> | 80点    |
| 資料作成能力      | 提案内容がわかりやすく、効果的な構成となっているか   | 15点    |
| 見積書         | 見積金額と提案内容が妥当であるか  | 数値化しない |

(ウ) ヒアリングによる審査（審査委員審査）

| 審査項目        | 審査の視点   | 配点  |
|-------------|---|-----|
| ヒアリング       | 提案書の内容をよく補完しており、実績等も含め、事業執行能力を十分に発揮できると認められるか | 30点 |
| コミュニケーション能力 | 説明がわかりやすく、質問に対する応答が明快で的確かつ迅速か                 | 15点 |
| 取り組み姿勢      | 業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか                        | 15点 |

7 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境政策部環境・エネルギー施策推進課

住所：〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1 (二子玉川分庁舎 B 棟 3 階 37 番)

TEL：03-6432-7130、FAX：03-6432-7981

E-mail：SEA02240@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年2月19日（月）から令和6年2月28日（水）

（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで。ただし令和6年2月28日は正午まで）

上記7（1）の窓口での配布及び世田谷区ホームページに掲載 ※参加希望者に無償配布する（世田谷区ホームページからダウンロード可）。

（3）参加表明書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間：令和6年2月19日（月）～令和6年2月28日（水）

（土日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。ただし、令和6年2月28日（水）は午後3時まで必着）

提出場所及び方法：上記7（1）の窓口への持参、郵送（郵送の場合は、締切日必着の書留郵便に限る。）

（4）提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間：令和6年3月1日（金）～令和6年3月22日（金）

（土日・祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで。ただし、令和6年3月22日（金）は正午まで必着）

提出場所及び方法：上記7（1）の窓口への持参、郵送（郵送の場合は、締切日必着の書留郵便に限る。）

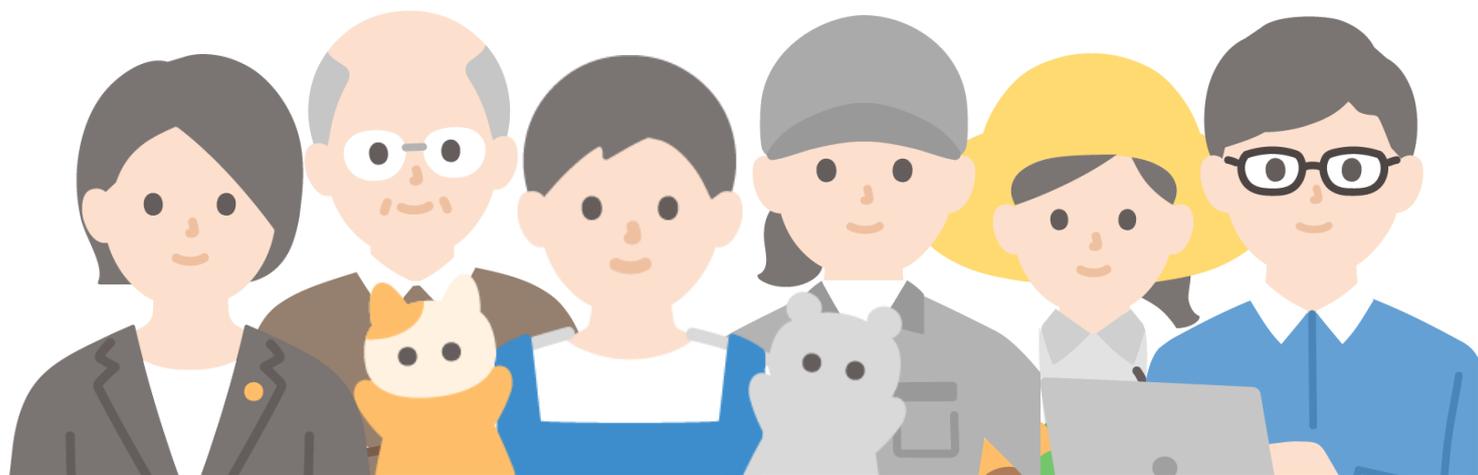
## 8 その他

- （1）参加表明書および提案書の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- （2）手続において使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。
- （3）契約保証金 免除
- （4）契約書作成の要否 要
- （5）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- （6）提出期限以降における参加表明書および提案書の差替え又は再提出は認めない。
- （7）提出された参加表明書および提案書は返却しない。
- （8）参加表明書および提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- （9）提案書の提出後に上記3の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査および契約交渉の対象としない。
- （10）提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- （11）契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- （12）本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定

された提案書の内容に拘束されない。

- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者および提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。（別紙を参照）
- (16) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記7（1）に記載の窓口および世田谷区のホームページ  
世田谷区トップページ→目次から探す→住まい・街づくり・環境→環境  
→環境に関する学習・イベント・啓発活動 に掲載

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

| 閲覧場所                         | 閲覧できる帳票                   |
|------------------------------|---------------------------|
| 経理課<br>(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)   | 教育総務課が取り扱う契約以外の契約         |
| 教育総務課<br>(世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口) | 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約 |

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

| 職種      | 労働報酬下限額 | 職種      | 労働報酬下限額 | 職種      | 労働報酬下限額 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 特殊作業員   | 2,731円  | 潜かん世話役  | 3,921円  | 型わく工    | 2,827円  |
| 普通作業員   | 2,370円  | さく岩工    | 3,326円  | 大工      | 2,720円  |
| 軽作業員    | 1,658円  | トンネル特殊工 | 3,188円  | 左官      | 2,986円  |
| 造園工     | 2,338円  | トンネル作業員 | 2,689円  | 配管工     | 2,561円  |
| 法面工     | 2,986円  | トンネル世話役 | 3,592円  | はつり工    | 2,720円  |
| とび工     | 2,965円  | 橋りょう特殊工 | 3,230円  | 防水工     | 3,220円  |
| 石工      | 2,901円  | 橋りょう塗装工 | 3,315円  | 板金工     | 3,092円  |
| ブロック工   | 2,689円  | 橋りょう世話役 | 3,794円  | サッシ工    | 2,837円  |
| 電工      | 2,837円  | 土木一般世話役 | 2,816円  | 内装工     | 2,975円  |
| 鉄筋工     | 2,986円  | 高級船員    | 3,241円  | ガラス工    | 2,805円  |
| 鉄骨工     | 2,731円  | 普通船員    | 2,572円  | ダクト工    | 2,529円  |
| 塗装工     | 3,220円  | 潜水士     | 4,505円  | 保温工     | 2,455円  |
| 溶接工     | 3,326円  | 潜水連絡員   | 3,220円  | 設備機械工   | 2,476円  |
| 運転手(特殊) | 2,689円  | 潜水送気員   | 3,135円  | 交通誘導員A  | 1,743円  |
| 運転手(一般) | 2,242円  | 山林砂防工   | 2,859円  | 交通誘導員B  | 1,509円  |
| 潜かん工    | 3,305円  | 軌道工     | 5,143円  | 上記以外の職種 | 1,330円  |

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。